

官奴司解文一卷元印所注奴婢二百人奴一百口○中略  
寺家買取奴婢帳一卷十二條並印踏

一條 近江國坂田郡立券文、所注婢二人

〔今昔物語十五〕近江國坂田郡女以蓮花供養佛往生第五十三

今昔近江國坂田郡□□ノ郷ニ一人ノ女有ケリ、姓ハ息長ノ氏、心柔軟ニシテ因果ヲ悟リ、佛法ヲ信ジテ、殊ニ道心有ケリ、日夜ニ極樂ヲ願テ念佛ヲ唱ヘケリ、而ルニ其國ノ内ニ筑摩ト云フ所有リ、其ノ處ニ江有リ、其ノ江ニ蓮花生タリケリ、此ノ女其ノ江ニ行テ蓮花ヲ取テ、心ヲ至シテ彌陀佛ニ供養シテ、極樂ニ迎ヘ給ヘト勸ニ願ヒケリ、

淺井郡

〔伊呂波字類抄國郡〕近江國略淺井アサキ

〔近江國輿地志略八十四〕夫以ば、淺井郡は、近江風土記曰、淺井郡、或阿座あざ、西限知奈浦、東限朝日湊、南限岡本磯、北限小寢杜云々、茨田親王姓氏錄曰、治田連、開化天皇皇子彥坐命之後、四世孫彥口命、征夷有功效、因割近江國淺井郡、地賜云々、當郡南は坂田郡及湖水なり、北は伊香郡及越前の國界、沓掛坂なり、西は高島郡の界に連テ、乾は越前の國界、山中山にならべり、東は伊香郡及美濃の國界なり、此郡を以て上下にわかち、南北をもつてよぶことあり、玄かれども元來一郡にして、往古風土記にも二郡におかたず、一郡なり、伊香郡その間にあつて、陸地をもつて見ときは、地脈切たるに、似たれども、湖水の中淺井郡にして、地脈切ず、淺井郡は首尾をもつて伊香郡をつゝめることし、委しく圖を按ずるに解をまたずして、あきらかなり、近江の風土記、今人間になし、わづかに淺井の一郡脱簡紙上一葉ばかり、水戸の館庫にあり、漸淺井一郡の境界、及竹生島のことすこしく、えるせり、其餘の神社佛宇山川行路等のことなし、全書をみざれば、そのこともはかりがたく、歎惜するにたへたり、梨木三位祐之の大八洲の記に、當國のことをすこしく、えるせども、淺井郡